

【住宅まちづくり部】

No.	用語	解説
*1	広域連携型都市構造	府域全体の都市空間の創造に向けた方向性を示した「グランドデザイン・大阪都市圏」において、行政区域にとらわれず広く活動する「人」を中心にとらえなおし、広域的な観点から、都市間連携を進めることをめざした都市構造。
*2	みどりとイノベーションの融合拠点形成推進協議会	うめきた2期のまちづくりの目標である「みどりとイノベーションの融合拠点」を実現することを目的に経済界・行政等で構成し、まちびらきの段階からイノベーションを創出する仕組みを構築するため、先行的取組等の検討を行う協議会。
*3	市街化調整区域	都市計画法に基づき指定される区域の一つで、市街化を抑制すべき区域。
*4	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
*5	千里ニュータウン再生指針	千里ニュータウンの様々な課題を解決しながら、まちの活力を発展、継承していくための基本的な考え方を示す指針。H19年10月策定。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/senri/
*6	泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン	泉北ニュータウンの中核的なタウンセンターである泉ヶ丘駅前地域の活性化に取り組むための行動指針。H23年3月策定。(H27年1月改訂) (参考 URL) http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/renkeikyogikai/h27izumigaoka_vision.html
*7	泉ヶ丘駅前地域活性化アクションプラン	「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」の具体化に向けた公民協働の実行計画。H28年3月策定。 (参考 URL) https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/renkeikyogikai/h28_izumigaoka_action-plan.html

*8	泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画	<p>泉北ニュータウンの公的賃貸住宅（府営住宅、府公社賃貸住宅、UR賃貸住宅）について、今後の活用方策や管理・運営の方向性を示した計画。H29年3月策定。</p> <p>（参考 URL） http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/renkeikyogikai/koutekikaitei.html</p>
*9	大阪府密集市街地整備方針	<p>大阪府と地元市が連携し、地震時等に対して脆弱な密集市街地の安全性の確保を早急に図るため、今後の取組の方向性等を示した整備方針。H26年3月策定。</p> <p>（参考 URL） http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/misshu/misshu_hoshin.html</p>
*10	建築防災推進員制度	<p>府と包括連携協定を締結し、防災・減災を協力事項としている企業・団体で府の養成研修を受講した者を建築防災推進員として認定し、耐震化や感震ブレーカー等の防災に関する知識の普及啓発を行う。</p>
*11	広域緊急交通路沿道建築物	<p>災害発生時に救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路である広域緊急交通路のうち、災害時の機能確保のため、優先して耐震化に取り組む路線の沿道にある耐震診断義務化対象建築物。</p>
*12	新・府有建築物耐震化実施方針	<p>今後の府有建築物の耐震化の目標と推進方針をまとめた計画。平成28年8月策定。</p> <p>（参考 URL） http://www.pref.osaka.lg.jp/koken_keikaku/taishin/houshin.html</p>
*13	長周期地震動	<p>揺れの周期が長い波を多く含み、ゆっくりとした揺れが長く続く地震動。固有周期の長い超高層建築物（高さが60mを超えるもの）等への影響が大きいと考えられている。</p>
*14	府有建築物耐震化事業計画	<p>「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき、府有建築物の耐震化事業について、早期耐震化完了をめざすため、個別の進捗管理を行うもの。</p> <p>（参考 URL） http://www.taishin.pref.osaka.lg.jp/</p>
*15	災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル（案）	<p>大規模災害発生時に、府が民間賃貸住宅を借り上げ被災者に提供する「災害時民間賃貸住宅借上制度」を迅速かつ円滑に運用するために府、市町村、民間関係団体等が果たすべき役割を示したマニュアル。H29年1月策定。</p>

*16	応急危険度判定制度	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として実施するもの。
*17	「空家総合戦略・大阪」	「住まうビジョン・大阪」を実現するための個別戦略として、大阪府内の空家対策を平成 30 年度までに戦略的かつ集中的に進める取組をまとめたもの。平成 28 年 12 月策定。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/osaka_akiya/senryaku.html
*18	「大阪版・空家バンク」	市町村や市町村と連携している民間団体等が設置する空家バンクの利用を促進するため、これらの空家バンク情報とともに、大阪の住まいやまちの魅力を発信するもの。H29 年 3 月スタート。 (参考 URL) http://bank.osaka-sumai-refo.com/
*19	リノベーションまちづくり	空家、空き店舗などの遊休不動産のリノベーションにより、これまで地域になかった新たな機能や人材を呼び込むことを核として、地域全体の価値・魅力を向上させる取組。
*20	住宅確保要配慮者	高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者。
*21	あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	住宅確保要配慮者の入居を拒まない「あんしん賃貸住宅」、そのうち耐震性があり、面積が 25㎡以上の要件を満たす「あんぜん・あんしん賃貸住宅」を登録し、わかりやすく情報発信する制度。
*22	賃貸住宅供給促進計画	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する計画。国の基本方針に基づき住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の目標、住宅確保要配慮者の範囲等を規定する。
*23	サービス付き高齢者向け住宅 (自律型と併設施設地域開放型)	高齢者の居住の安定確保に関する法律による、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスが付いた賃貸住宅。 自律型とは、入浴や洗濯時間など制約を受けることなく自らの意思でサービスを選択し、自由なペースで生活が営める自律した生活が送れるサービス付き高齢者向け住宅。 併設施設地域開放型とは、入居者だけでなく地域の高齢者の医療・介護ニーズ等にも対応する地域に開かれた施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅。

*24	分譲マンション管理適正化推進制度	府、民間団体等で構成する「大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会」が運営する制度であり、府内に所在する分譲マンションの管理組合を協議会に登録し、管理状況に応じて、適正管理へ誘導・支援することを目的とした制度。
*25	あんぜん・あんしん賃貸検索システム	「あんしん賃貸住宅」、「あんぜん・あんしん賃貸住宅」、それらの仲介や入居相談を行う協力店、入居の支援を行う団体や相談の窓口等を検索できるシステム。 (参考 URL) http://sumai.osaka-anshin.com/
*26	ファシリティマネジメント	公共施設等について、行政サービスの向上に努めながらできる限り少ない経費で最適な経営管理を行うこと。
*27	大阪府営住宅ストック総合活用計画	府民の貴重な資産である府営住宅を、将来のあるべき姿を見据えつつ、建替え、改善等の事業を適切に選択し、良質なストックの形成に資するとともに、募集や入居管理、資産活用等、総合的な活用を進めるため、今後 10 年間の活用方針を示す計画。H28 年 12 月策定。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/h23stock/index.html
*28	新・大阪府 ESCO アクションプラン	省エネ技術による光熱水費の削減分で改修工事に係る経費等を償還することを基本とする ESCO (Energy Service Company の略) 事業を、広汎な府有施設へ効果的に展開し、大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進していくための具体的な推進方法を定めるもの。H27 年 2 月策定。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/koken_setsubi/esco/
*29	省エネ提案型総合評価入札	事業者照明や空調などの設備に係る省エネ技術の提案を求め、省エネ化によるランニングコストの削減分を応札価格と等価評価して落札者を決定する技術提案型の入札制度。
*30	大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン	府民・事業者が大阪府福祉のまちづくり条例の理念や趣旨をはじめ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や条例に規定する基準を理解し、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを進められるよう、施設的设计、維持管理時の配慮事項等をまとめたガイドライン。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/guideline.h

		tml
*31	指定確認検査機関	建築基準法に基づく建築に関する確認及び検査業務を行う民間機関。
*32	特定行政庁	建築主事を置く地方公共団体の長のこと。大阪府内では、大阪府知事のほか、17市長（大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、守口市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、門真市、箕面市、和泉市、池田市、羽曳野市）が特定行政庁となっている。